

交 運 甲 達 第 1 6 号
令 和 3 年 1 1 月 2 9 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県運転適性検査所の運営等に関する訓令の運用上の留意事項について

福井県運転適性検査所の運営等については、福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）第31条及び福井県運転適性検査所の運営等に関する訓令（平成14年福井県警察本部訓令第26号。以下「訓令」という。）に基づき実施しているところであるが、その運用について下記の点に留意するとともに、部下警察職員に対して指導教養を徹底し、誤りのないようにされたい。

なお、福井県運転適性検査所の運営等に関する訓令の運用上の留意事項について（平成29年交運甲達第26号）は、廃止する。

記

1 適性検査の方法（訓令第6条）

- (1) 心理的（性格）適性検査は、ペーパーテスト、機器テスト又は模擬運転装置テストを単独で、又は併用して行う検査のいずれかの方法によるものとする。
- (2) (1)の適性検査の場所は、原則として検査所（運転免許試験場内）において行うものとする。

なお、ペーパーテストによる検査については、おおむね30人以上同時に実施し得る場合に限り、依頼のあった事業所等へ検査官を派遣して行うことができるものとする。

2 臨時適性検査の依頼等（訓令第7条、第10条及び第11条）

- (1) 一定の病気にかかっているとの疑いのある者（以下「対象者」という。）について、専門医による臨時適性検査を行う場合には、検査所長は、専門医に対し臨時適性検査依頼書（訓令別記様式第1号）を送付するとともに、臨時適性検査通知簿（訓令別記様式第7号）に所定の事項を記載し、対象者には福井県道路交通法施行細則第32条に規定する臨時適性検査通知書を送付すること。
- (2) 検査所長は、臨時適性検査の結果について専門医から診断書の提出を求め、処置した結果については、臨時適性検査受検者名簿（訓令別記様式第9号）に記載すること。

3 対象者の発見及び報告（訓令第9条）

- (1) 臨時適性検査上申基準
臨時適性検査を必要とする者の基準は、法定検査上申基準（別表）のとおりとする。
- (2) 一定の病気等が疑われる交通事故からの発見
運転者に何らかの原因（過失）が発生したことによる交通事故は、運転不適格者発見の重要な機会であり、事故捜査官を始めとして現場臨場した警察官は、鋭敏な感覚

を働かせて、次に掲げる事項を重点に事故原因を究明し、原因が一定の病気によるものと判断された場合は、全ての状況等を上申すること。

ア 交通事故現場の特異な状況

- (ア) ブレーキ痕がない。
- (イ) 飲酒等の影響がないのに蛇行運転をしている。
- (ウ) 極端な速度のばらつきがある。
- (エ) 危険回避等の理由がないのに対向車線を逆走している。

イ 病気等をうかがわせる当事者の心身状況

- (ア) 意識障害、身体の麻痺又はけいれん
- (イ) 特異な言動
- (ウ) 意識があるのに話しかけても反応がない、又は過度な反応を示す。

ウ 病気等をうかがわせる当事者の所持品

- (ア) 睡眠導入剤、インスリン等の薬
- (イ) 病院の通院カードその他当事者の入退院や通院の状況を示す書類

エ その他

- (ア) 居眠り運転事故に関し、聴取内容からは、特段の過労や睡眠不足等の原因が判然としない。
- (イ) 事故当事者の相手方、救急隊員等からの聴取内容に特異な状況がある。

(3) 発見報告

ア 警察職員は、対象者を発見したときは、報告書、供述調書等の資料を添付し、速やかに所属長に報告すること。

イ 所属長は、警察職員から対象者の発見報告を受けたときは、関係資料を添付し、公安委員会に上申すること。臨時適性検査は、行政処分を前提とした検査であるから、対象者が幻覚の症状を伴う精神病等の一定の病気等にかかっており、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある者であることを裏付ける具体的な資料が必要であることに注意すること。

(4) 上申に当たっては、おおむね次の資料を添付するように配慮すること。

ア 報告書（現認、聞き込み等）

イ 供述調書等（対象者についての発病（症）年月日、発病（症）回数等、事実の経過及び現在の状況について本人、家族等の供述を録取した書面等）

ウ 医師の診断書

エ その他参考となる資料

(5) 所属長からの臨時適性検査上申書（訓令別記様式第5号）について、検査所での受理状況等を明確にするため、受理月日、上申署、被上申者等必要事項を臨時適性検査上申書受理簿（訓令別記様式第6号）に記載すること。

4 公安委員会提出用診断書（訓令第10条の2）

運転免許の拒否等の理由となる一定の病気等に関する主治医又は専門医による診断書を求める場合には、「福井県公安委員会提出用診断書」用紙を交付し、又は送付して提出を求めることとする。ただし、診断書に同様の判断基準の記載がある場合は、この限りではない。

なお、病気別の福井県公安委員会提出用診断書の様式は次のとおりとする。

- (1) 統合失調症、そう鬱病等精神障害については、診断書（別記様式第1号）
- (2) てんかんについては、診断書（別記様式第2号）
- (3) 再発性の失神
 - ア 反射性（神経調節性）失神については、診断書（別記様式第3号）
 - イ 不整脈を原因とする失神（植込み型除細動器を植え込んでいる者）については、診断書（別記様式第4号）
 - ウ ペースメーカー又はC R T（心臓再同期療法）用ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合については、診断書（別記様式第5号）
 - エ ペースメーカー又はC R T（心臓再同期療法）用ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合については、診断書（別記様式第6号）
 - オ その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）については、診断書（別記様式第7号）
- (4) 無自覚の低血糖症
 - ア 薬剤性低血糖
 - (ア) 過去1年以内に薬剤性低血糖で意識の消失がない場合については、診断書（別記様式第8号）
 - (イ) 過去1年以内に薬剤性低血糖で意識の消失がある場合については、診断書（別記様式第9号）
 - イ その他の低血糖（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）については、診断書（別記様式第10号）
- (5) 重度の睡眠症状を呈する睡眠障害については、診断書（別記様式第11号）
- (6) 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）については、診断書（別記様式第12号）
- (7) 認知症については、診断書（別記様式第13号）
- (8) アルコール中毒については、診断書（別記様式第14号）
- (9) その他の病気については、診断書（別記様式第15号）

5 専門医の認定（訓令第10条の3）

検査所長は、公安委員会が認める専門医を原則として3年ごとに見直すものとし、欠員が生じたときは、補充するなど業務に支障のないようにすること。

6 安全運転相談の受理（訓令第12条）

- (1) 安全運転相談業務は、交通警察を担当する警察官又は警察職員が対応すること。また、女性相談者に対しては、女性警察官又は女性警察職員が対応するよう努めること。
- (2) 検査所長以外の所属長が安全運転相談のうち一定の病気用務に係る安全運転相談を受理したときは、直ちに検査所長へ通報すること。
- (3) 検査所長は、一定の病気等に係る安全運転相談を受理したときは、許可申請等管理システム（交通）に登録して、安全運転相談簿（訓令別記様式第10号）を作成するとともに、その状況を把握しなければならない。
- (4) 個別聴取の結果、一定の病気等に該当しないと認められた場合は、免許の取得又は免許の継続とするが、今後、一定の病気等を患ったときは、安全運転性相談を受ける

よう教示すること。

- (5) 一定の病気等に該当している疑いが認められる場合の対応については、次に掲げるとおりとする。

ア 免許申請を希望している者への対応

自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある場合は、免許を取得できない旨を告げ、福井県公安委員会提出用診断書を交付し、同診断書の内容によっては、試験に合格しても拒否又は保留処分が行われることを教示し、当該診断書の提出を求めること。

イ 免許を受けている者への対応

免許証の更新時等において申告又は相談を受けた場合は、病状等を聴取することにより緩急軽重を慎重に判断した上で、申出者に対し、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある際は免許を継続できない旨を告げ、福井県公安委員会提出用診断書を交付すること。また、同診断書の内容によっては、停止又は取消処分が行われることを教示した上で、当該診断書の提出を求めること。

なお、免許証更新時における適性検査に合格した者については更新申請を受理しなければならないが、重度の認知症患者や明らかに運転することに支障があると認められる者（免許の再取得が不可能と認められる者）については、道路交通の場から早期に排除するという観点から、自主返納の勧奨を検討すること。

7 安全運転相談終了書の交付（訓令第13条）

安全運転相談終了書を交付する際に、今後、病気が再発し、又は病状が悪化した場合は、早急に公安委員会に申告し、適性相談を受けるよう教示すること。

8 臨時適性検査の結果報告（訓令第14条）

検査所長は、臨時適性検査を上申した所属長に対して、上申書を受理してから3月以内に当該適性検査又は経過状況を通報すること。

9 広報活動の実施

所属長は、地方公共団体、各種団体（交通安全協会、交通指導員会等）、事業所等の首長等に対し、適性検査業務について積極的に広報して、運転者に対する適性指導の必要性と適性検査の効果を理解させるように努めること。

10 留意事項

適性検査等の業務に当たっては、次の点を徹底すること。

- (1) 対象者や相談申出者のプライバシー保護に十分配慮すること。
- (2) 対象者や相談申出者の心情に十分配慮した適切な応接を行うこと。
- (3) 自動車等の安全な運転に支障のない者が免許の取得又は継続ができないことがないよう、また、自動車等の安全な運転に支障のある者が免許の取得又は継続をすることがないよう的確な対応を行うこと。

別表

法定検査上申基準

検査 対象別	検査項目	基準	細目
身体的 障害の 疑いの ある者	視力	適性試験又は更新時適性検査における各免許種別、合格基準において合否の判定困難なもの	1 万国式試視力表又は視力検査器により、各免許別視力の合格最低基準以下で視力の回復又は矯正ができない者 2 一眼が見えず、他眼の視野が150度未満の者
	色識別力	適性試験又は更新時適性検査において、赤色、青色及び黄色の識別につき合否の判定困難なもの	色別検査器により検査した結果、赤色、青色及び黄色の識別が不確実で、色覚異常の者
	深視力	適性試験又は更新時適性検査の三かん法の奥行知覚検査器による合格基準において、合否の判定困難なもの	三かん法の奥行知覚検査器により3回検査し、その平均誤差が2センチメートルを超え、矯正できない者
	聴力	適性試験又は更新時適性検査において、聴力につき、合否の判定困難なもの	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえず、矯正できない者。ただし、特定後写鏡を車内で使用すべきとする条件を付すことによって、普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと確認された者を除く。
	運動能力	適性試験又は更新時適性検査において、四肢、体幹の運動能力につき、合否の判定困難なもの	四肢の切断等欠損以外の身体的（生理機能）障害のある者
	適性試験又は更新時適性検査時以外で、運転免許を有する者が、上記の細目基準に該当する身体の障害を生じた場合		
て一定の 疑いの 病気に かかる 者	法令違反等に係る捜査において、本人の供述等から一定の病気にかかっている疑いのある者		
	本人の申立て又は家族等の相談内容から、一定の病気にかかっている疑いのある者（幻覚や妄想がある、けいれん発作を起こしたことがある、意識不明となったことがある等）		
	その他一定の病気にかかっている疑いのあると認められる十分な理由のある者		

様式省略